

## 審査基準表

評価項目	評価基準	配点
1 業務内容に関する提案		70 /100
・実施方法の具体性及び実現性	・全体的に、業務の目的、趣旨を十分に踏まえた企画提案で、かつ具体的なものになっているか。	10
	・事業モデル案の作成について、対象施設や利用者の特性を考慮し、利用者の行動変容を促すための具体的な工夫やアプローチが示されているか。	20
	・事業モデル案の実施について、対象となる複数施設において、それぞれ3ヶ月間という期間で無理なく実施可能であり、かつ仕様書に示された目的（野菜摂取量の増加および減塩）に繋がるものとなっているか。	25
	・啓発媒体の作成について、啓発物やPOPが本事業の目的（自然と健康になれる食環境づくり）を効果的に利用者に伝え、行動変容を促すことができる提案になっているか。	15
2 業務実施主体の適格性		30 /100
・実施体制の適格性	・業務が遂行可能な人員が確保され、県との協議に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。	10
・業務実施の手法、スケジュール	・円滑かつ効率的な業務実施が可能な手法及びスケジュールとなっているか。	10
・過去の実績、類似する業務の経験	・今回の業務実施にあたり、参考となるような過去の実績及び類似する業務の経験があるか。	5
・見積りの適正性	・業務に必要な事業費が、わかりやすく、詳細なものとなっており、検証可能性をもって記載されているか。	5

※審査の際、価格転嫁の円滑化等を後押しするため、「パートナーシップ構築宣言」を行っている企業には加点をを行います。

・企画提案審査の結果、最も高い点数を得た者を委託候補者として選定する。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を委託候補者とし、点数、金額ともに同じ場合は、審査委員会が協議のうえ、委託候補者を決定する。

・審査の結果、委託候補者の評価点の合計が400点満点中240点未満の場合は採択しない。